

地域の絆 さらに住みよい豊かな地域へ まちづくり協議会

自分たちの地域は 自分たちの手で



「まちづくり協議会」とは？

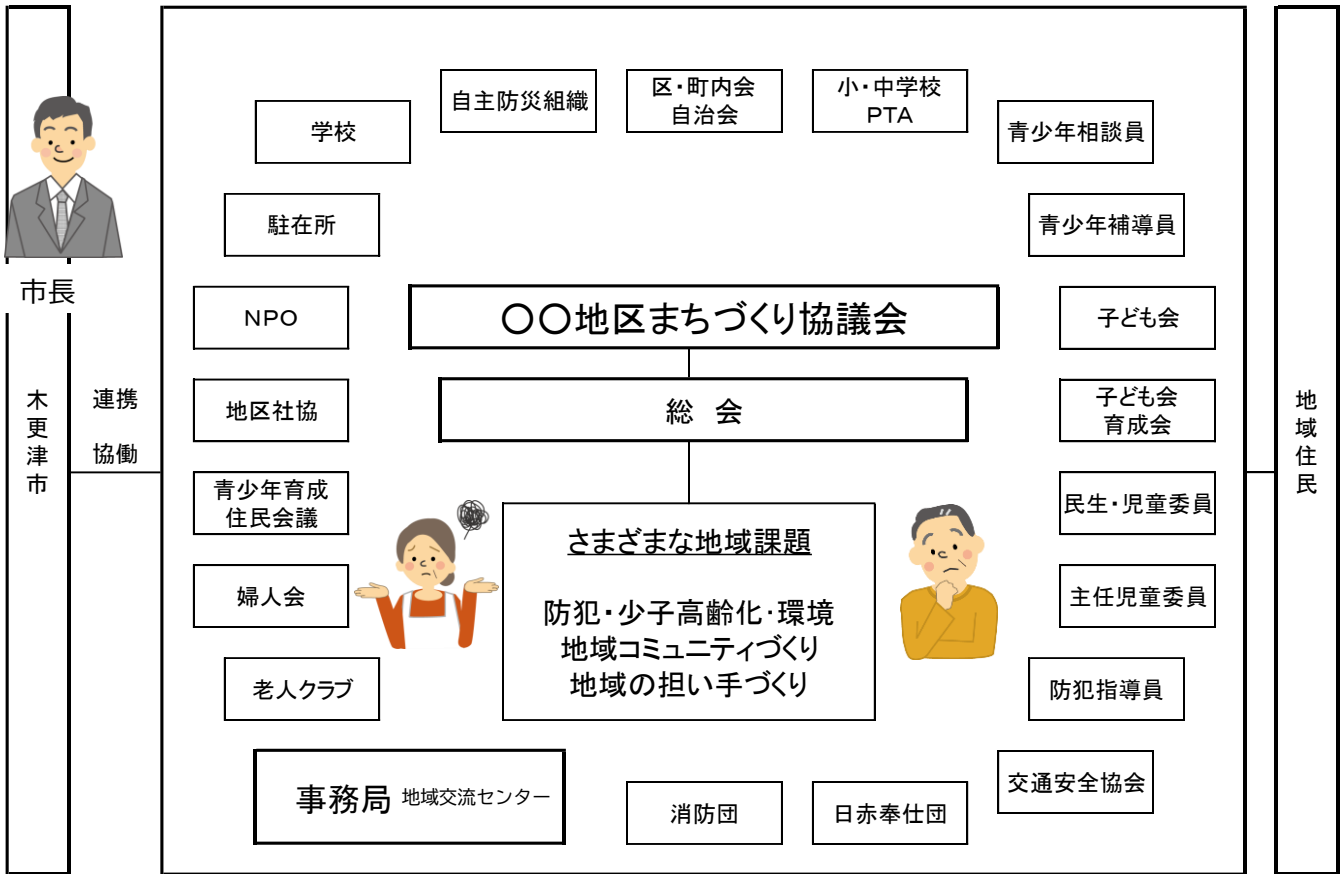
それぞれの地域では、地理的な要因や社会的な要因によって、課題が異なります。

例えば転入者が多い地域では、近所付き合いの減少による住民の交流不足といった問題や、高齢化が特に進んでいる地域では、見守り体制の構築や買い物の足の確保などといった様々な課題やニーズがあります。

これら地域によって異なる課題に対応するため、地域のことをよく知る住民や団体が話し合い、皆でより住みやすい地域にしていくための組織が「まちづくり協議会」です。

市役所からは、地域による活動を後押しするために、人的支援、財政的支援を行っています。なお、それぞれの団体が解散して、ひとつの協議会になるわけではありません。

まちづくり協議会の構成イメージ



協議会のエリア：地域交流センター単位（中学校区または小学校区）で1つ

◆協議会の構成員は？

イメージ図のとおり、区・町内会・自治会のほか、地域の各種団体が構成の候補となります。

◆協議会の役割は？

- ①地域の各団体の取組をつなぐ、ネットワークの役割
- ②地域全体で課題を共有し、連携して対応する役割
- ③地域一体の意思決定・合意形成を図る役割

◆協議会でなにをするのか？

地域課題に応じた取組を実施しますが、例として以下のような取組が挙げられます。

- ①地区住民相互の情報交換並びに交流を図る事業
- ②地区住民の健康と福祉の増進に関する事業
- ③防災、防火、防犯に関する事業
- ④青少年健全育成を図る事業
- ⑤生活環境の保持と改善向上を図る事業
- ⑥交通安全に関する事業
- ⑦その他豊かで住みやすい地域づくりに寄与する事業

「まちづくり協議会」ができることは？

①地域の実情に応じた取組ができます

協議会で意見交換を行い、地域で優先順位の高い活動・事業から実行に移すことができます。

(例) 防災力の強化や意識の向上のため、先進地の視察や講師を招いてフォーラムを開催

地区・地域間の交流不足という課題を解消するため、コミュニティカフェやふれあいイベントを実施

②ネットワークを活かした活動を展開できます

これまでの個々の団体ごとの活動に対して、他の団体などの多様な主体が連携・協力することで、地域のネットワークを活かした活動が展開できます。

(例) 高齢者への生活支援という地区の課題に対して、協議会に参画している地区社協などの団体と連携し、困りごとの「相談受付・お助け活動・ふれあい訪問」の体制を構築



③地域内で効率的な事業展開ができます

協議会のなかで地域内の課題を情報共有し、解決することで、今後地域内で重複しないよう、整合性のある活動につなげることができます。

(例) 防犯パトロールを地区内で複数の団体がそれぞれ実施していたが、協議会で統合して実施することにより、活動回数を維持したまま1人あたりの活動回数は減少



④地域交流センター単位での設立によるスケールメリットが発揮できます

自治会等の単位では対応できないことや自治会をまたがる地域課題に対して、協議会で対応することができます。また、担い手不足により各団体単独では難しくなった活動を連携して実施することができます。

(例) 自主防災組織とは別に協議会単位で地区防災倉庫を設置することで、さらなる防災への備え
自治会等の単位を超えた防犯パトロールの実施

⑤連帯感の醸成や、地域を担う人材の育成につながります

協議会で様々な団体、住民により活動することで、地域に一体感が生まれ、地域活動への参加が活発になるなどの効果が期待できます。また、今後のまちづくりの担い手を育てることができます。

(例) 協議会にPTAなどが参画し、若手が活動に参加することで、将来的な地域の担い手候補に

⑥行政と一緒に課題を解決します

地域課題に対して、協議会と行政の連携で取り組むことができます。

(例) 富来田の交通不便地域において、市と協議会で協働してふくちゃんバスを運行



市とまちづくり協議会との関係は？

地域主体によるまちづくり協議会の活動が円滑に行われるように、市からは主に人的支援、財政的支援を行うことで、活動をサポートしています。

①人的支援

(1) まちづくり協議会の運営をサポートするため、市職員による「地域推進班」を組織し、協議会活動に派遣しています。

【地域推進班】 各地区10名

【活動内容】 防犯パトロール、イベント、防災訓練などの協議会実施事業へ参加

(2) 地域交流センターでまちづくり協議会の事務局を担い、運営の補助を行います。

②財政的支援

まちづくり協議会が、自ら地域課題の解決に取り組むための事業への財政的な支援として、予算の範囲内において「地域自治振興補助金」を交付します。

【運営費】 協議会の運営に必要な経費 上限5万円

【事業費】 地域課題の解決のための事業に要する経費 上限50万円

※2回目以降の申請については、事業費の上限70万円

※補助金の使い道は次ページのとおり

【補助金の対象となる経費】

※対象経費は運営にかかる経費と事業を実施するために直接必要な経費

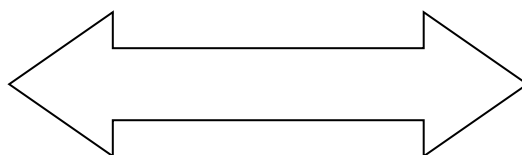
区分	費目	内容
対象経費 (例)	報償費	・外部講師への謝礼、記念品 ・専門的技能等を有する外部協力者への謝礼、記念品
	旅費	・外部講師の旅費、交通費 ・会議等出席のための実費
	消耗品費	・事務用品、用紙代 ・参加賞、記念品（鉛筆、ボールペン等）
	燃料費	・刈払機等の燃料代
	食糧費	・会議、地域公益活動等における茶代 ・外部講師への弁当代
	印刷製本費	・ポスター、チラシ等の作成に要する印刷費
	修繕料	・協議会の保有する備品等の修繕
	通信運搬費	・郵便料、通信料
	手数料	・事業遂行に必要な手数料
	保険料	・傷害保険料、賠償責任保険料（ボランティア保険）
	使用料・賃借料	・器具、機器、音響、映像機材等の賃借料 ・車両のレンタル代 ・会場借上料
	原材料費	・材木、種苗 ・加工用の食材、工事用の原材料
	備品購入費	・協議会の開設時に必要な備品 ・事業遂行に必要な備品 (事前協議要)

対象外経費	・特定の個人や団体のために行われる事業
	・営利、宗教、政治的要素がある事業
	・親睦・懇親を目的とした事業
	・他の団体に助成したり、事業の一部又は全部を委託して行う事業
	・公序良俗に反する事業、まちづくり協議会事業としてふさわしくないもの
	・報酬や手当等
	・慶弔費
	・構成員の所有する物品等の借用に対する謝礼、使用料
	・施設の維持・修繕料
	・団体の運営経費（家賃、人件費、光熱水費等）
	・領収書、レシートがないもの（全ての証拠書類は5年間保管）

自治会とまちづくり協議会の関係は？

自治会とまちづくり協議会では、エリア、対象世帯数、役割、活動内容は異なりますが、従来の自治会活動を尊重し、相互に連携を図り、補いながら、住民主体の地域づくりを目指していきます。

	自治会	まちづくり協議会
エリア	・町などの一定の区域	・地域交流センター単位 (中学校区または小学校区) で1つの地域に1つの協議会 ・地域内の多様な団体に構成
対象世帯	・10世帯～650世帯	・2000世帯～9000世帯
活動資金	・自治会費 ・市からの自治振興交付金 (世帯数×500円 下限2.5万円) など	・市からの地域自治振興補助金 (1年目上限55万円、2年目上限75万円) ※会費の徴収は無し
特 徴	・自治会は、お互いに助け合い、支え合うことを目的として、自ら決めたルールに則り、自主的に運営している一番身近な自治組織です。 ・活動を通じて、地域の信頼関係が高まり、身近なまちを良くしようとするコミュニティ活動が生じてきます。	・様々な地域課題を解決していくため、一定の区域内で各グループや団体がバラバラに活動するのではなく、地域のあらゆる方々が一体となり、意見を出し合い、ともに活動することが大切です。 ・まちづくり協議会は、今後さらなる地域の担い手不足に備え、コミュニティ活動がさらに活発化し、効果的に行うための核となるための組織です。
主な活動内容	・個人生活密着の自治会活動 ・地区内の防犯灯管理、防災防犯活動 ・回覧板の配布 ・ゴミステーションの管理 ・地域美化活動 ・老人クラブ、婦人会、子ども会の組織、運営	・地域課題の把握、解決方法の検討 ・広域的な防災防犯活動 ・高齢者対策などの福祉ネットワーク活動 ・河川環境や里山の保全 ・青少年の健全育成 ・地域産業の活性化 ・コミュニティ誌の発行

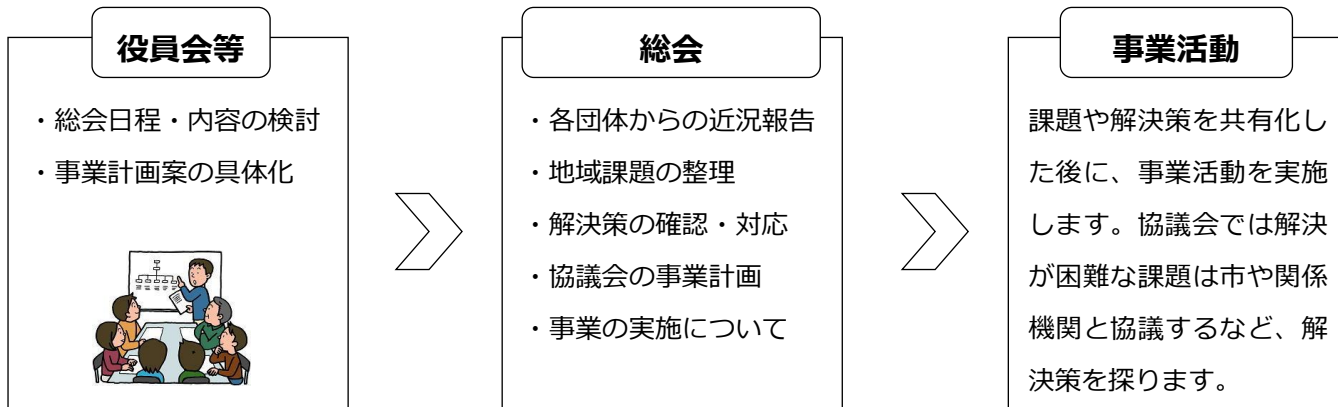


相互に連携・補完

まちづくり協議会の活動状況は？

	協議会名	主な活動実績
1	岩根西地区まちづくり協議会 (登録 平成27年5月18日) (事務局 岩根西地域交流センター)	・防災フォーラムの開催 ・広報紙の発行 ・地域交流ラジオ体操の実施 ・備蓄倉庫の運営 ・岩西おしゃべりカフェの実施
2	西清川まちづくり協議会 (登録 平成27年5月25日) (事務局 西清川地域交流センター)	・学区内パトロールの実施 ・防災学習会の実施 ・わんわんパトロールの実施 ・防災施設視察研修会の実施
3	富来田地区まちづくり協議会 (登録 平成27年10月27日) (事務局 富来田地域交流センター)	・防犯カメラの設置 ・市への要望書提出 ・ふくちゃんバスの運行 ・道の駅観光案内業務 ・コスモスフェスティバルの開催
4	岩根東地区まちづくり協議会 (登録 平成27年12月10日) (事務局 岩根地域交流センター)	・高齢者の生活支援として、相談体制の構築、ボランティア協力員によるお助け活動・ふれあい訪問の実施 ・防犯カメラの設置
5	八幡台小学校区まちづくり協議会 (登録 平成28年6月6日) (事務局 八幡台地域交流センター)	・八幡台夏祭りの開催 ・防災用備蓄倉庫の設置 ・星空シアターの開催
6	金田地区まちづくり協議会 (登録 平成28年11月4日) (事務局 金田地域交流センター)	・避難所運営マニュアルの作成 ・防災用備蓄資機材の購入 ・地域交流のイベント開催
7	鎌足地区まちづくり協議会 (登録 平成28年12月20日) (事務局 鎌足地域交流センター)	・かまフェスの開催 ・お花畑プロジェクトの実施 ・地区内の本や雑誌を持ち寄り交換する「ブックポートかまくる」の開催
8	中郷地区まちづくり協議会 (登録 令和元年6月24日) (事務局 中郷地域交流センター)	・ふれあいコンサートの開催 ・ふれあい夏祭りの開催 ・とうもろこし農業体験活動の実施
9	中央地区まちづくり協議会 (登録 令和2年12月8日) (事務局 中央地域交流センター)	・コミュニティカフェの開催 ・防災用品の購入・配備 ・防災キャンプ「避難所体験」の実施
10	清見台・太田地区まちづくり協議会 (登録 令和3年3月9日) (事務局 清見台地域交流センター)	・子ども防災フェスタの開催 ・スマイルフラワー運動の実施 ・危険箇所確認パトロールの実施
11	東清川地区まちづくり協議会 (登録 令和3年3月30日) (事務局 東清地域交流センター)	・子ども防災フェスタの開催 ・避難所開設ワークショップへの参加 ・次世代への「地域の宝プロジェクト」の実施
12	畑沢地区まちづくり協議会 (登録 令和3年10月8日) (事務局 畑沢地域交流センター)	・防災講座の開催 ・避難所運営マニュアルの作成 ・環境整備活動の実施
13	波岡まちづくり協議会 (登録 令和4年3月30日) (事務局 波岡地域交流センター)	・赤ちゃんや小学校入学前の幼児向けのサロン開設 ・高齢者向け福祉冊子の発行 ・防災訓練の実施、防災資器材の整備
14	請西・真舟小地区まちづくり協議会 (登録 令和7年10月11日) (事務局 桜井地域交流センター)	・情報交換会の開催 ・地域課題の整理、対応方針の検討 ・防災用品の購入・配備
15	二小地区まちづくり協議会 (登録 令和8年2月22日) (事務局 文京地域交流センター)	・情報交換会の開催 ・地域課題の整理、対応方針の検討 ・防災用品の購入・配備（予定）

まちづくり協議会設立後の流れは？



年間スケジュールの一例

月	主な活動
4月	役員会
5月	総会
6月	事業活動 ※必要により役員会等を実施
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

会議の流れ（例）

1. 経過報告

前回会議で出された課題への対応、まちづくり協議会の事業報告等について説明

2. 各団体からの報告・連絡

団体代表者による前回会議から次回会議までの間における団体行事等の情報提供、団体の課題について、他団体への依頼など

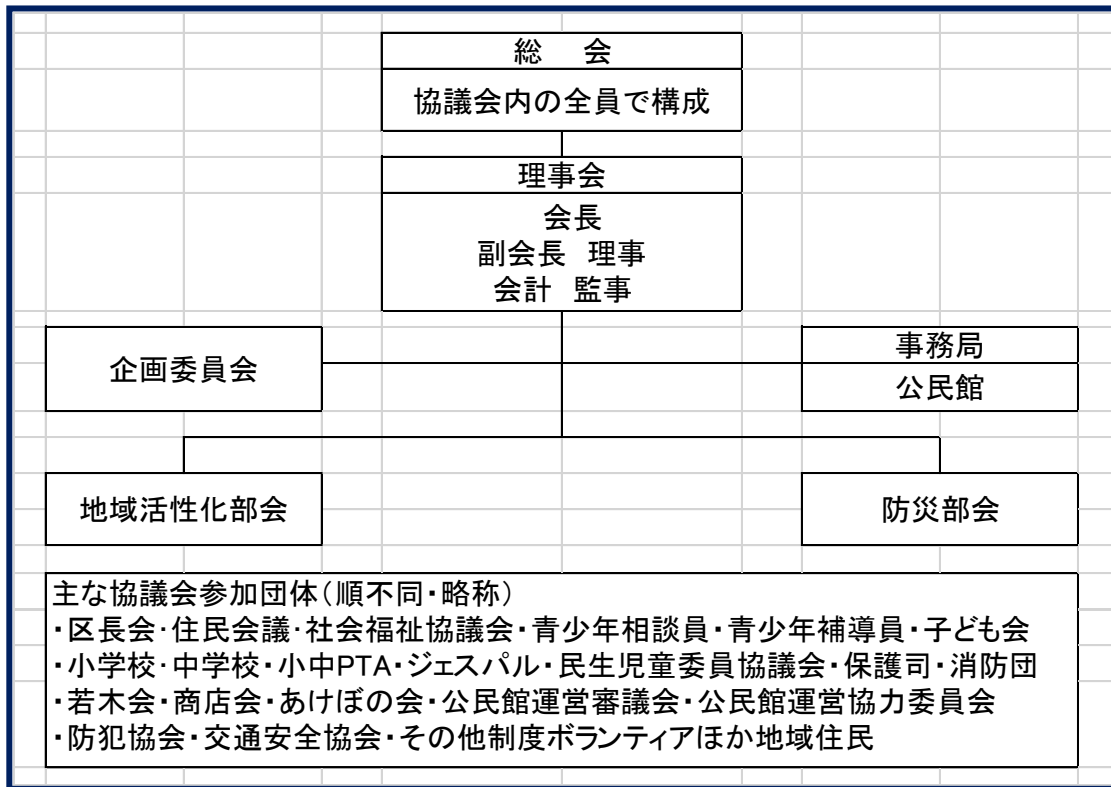
3. 協議会の活動について

4. その他

まちづくり協議会の組織体制は？

協議会の組織は決まった形があるものではないため、地域の実情に応じて、決めていくことになります。

①岩根西地区まちづくり協議会の例（平成26年度設立）



②中央地区まちづくり協議会の例（令和2年度設立）

